

快適トイレ設置工事実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事を本要領により実施する。

2 対象工事

当初設計額 30 百万円以上（営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。以下同じ。）は 50 百万円以上）のすべての工事（ただし、営繕工事以外の工事で、現場環境改善費対象外の工事を除く。また、現場条件や別発注工事との関連により、設置のすることが出来ない、もしくは、設置の必要がない工事を除く。）

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」および「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」の全てを満たすものとする。「(3) 推奨する仕様、付属品」については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 男女兼用かつ女性優先であることの表示
（2 基設置の場合は、男女別の明確な表示）
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨特記仕様書の施工条件に明示する。
- (2) 発注者は、快適トイレ設置（1基）に要する費用を、設計書に共通仮設費として積み上げ計上する。（積算方法は「5 積算」による）

【工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、男女別で1基ずつ設置を希望する場合は、発注者と協議を行う。受発注者間の協議が整った場合、発注者は変更設計により1基追加計上する。
- (4) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、様式1「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- (6) 監督員は、設置された快適トイレを現場又は机上にて、様式1「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (7) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

5 積算

- (1) 快適トイレ設置に要する費用は、当初設計にて1基計上する。なお、男女別で1基ずつ設置する場合は、変更設計にて1基追加計上する
- (2) 3（1）および（2）の費用については、従来のトイレとの差額（51,000円/基・月）を設計書（共通仮設費）に積み上げ計上するものとする。（以下条件に注意）
 - ① 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、積み上げ計上の対象としない。
 - ② 共通仮設費の項目は営繕費とする。（営繕工事を除く）
- (3) 5（2）の上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象としてもよい。（営繕工事を除く）

6 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。